

第一種電気工事士免状の交付申請について（認定申請者用）

知事の認定を受けて第一種電気工事士免状の交付を受けようとする場合の手続は、次のとおりです。

1 申請に必要な書類等

(1) 第一種電気工事士免状交付申請書

- ・申請書に必要な事項(住所(住民票上のもの)、氏名、生年月日及び電話番号(携帯電話など日中連絡が取りやすい番号))を記入すること。
- ・鉛筆・消えるボールペン等での記入は、不可。

(2) 手数料 岡山県納付済証 6,000円分（申請書に貼付）

- ・手数料は、県庁地下1階の物資部、各県出先事務所(県民局、県保健所、地域事務所)に設置しているPOSレジで支払いできます。手数料支払い時に交付される納付済証シールを申請書の指定欄に貼付してください。

(3) 電気工事士法第4条第3項第2号の認定申請書

(4) 実務経歴証明書

- ・電気主任技術者免状所持者の実務経歴必要年数 **5年**
- ・高圧電気工事技術者試験合格証所持者等の実務経歴必要年数 **3年**
- ・別紙「実務経歴証明書(記載例)」を参考に記載すること。
- ・「職務の内容」欄に次の事項を記載すること。
 - ①所持している電気工事に関する「資格名・取得年月日」(資格の写しを添付すること。)
 - ②工事の対象(一般用電気工作物または自家用電気工作物のいずれの工事かを記載すること。)

(5) 電気主任技術者免状または高圧電気工事技術者試験合格証の写し

(6) 写真：1枚（貼付しないこと）

- ・申請書提出前6月以内に撮影した(縦4cm×横3cm)の大きさで、正面・無帽・無背景のもの。
- ・裏面に氏名及び生年月日を記入すること。

(7) 免状の返信用封筒（※切手は不要）

- ・表面に、希望する郵送先の郵便番号、宛名(住所・氏名)を記載のこと。
- ・封筒の大きさは、定型郵便物のサイズのもの。(長形3号(120mm×235mm))

(8) 住民票等（原則、提出不要）

- ・住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)により申請者の氏名等を確認するため、提出は原則不要。
- ・住基ネットで確認できない場合(例:10年以上前に氏名変更し、旧氏名の合格証で申請した場合等)は、そのことが確認できる書面(住民票の写しや戸籍謄本等の公的機関が発行した各種証明書(6か月以内のもの)の原本又はコピー、マイナンバーカード、在留カード、免許証等のコピー)を求める場合がある。

2 提出先・問い合わせ先

- ・必要書類を同封のうえ、下記住所に持参または郵送してください。
- ・郵送する場合は、簡易書留にするなど郵便トラブルを防止する措置を講じるとともに、封筒の表面に「第一種電気工事士免状交付申請」と朱書き、封筒の裏面には差出人の「郵便番号、住所、氏名」を記載してください。

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6 岡山県消防保安課 保安班（岡山県庁2階）

TEL (086) 226-7296（保安班直通）

※受付時間…8:30～12:00、13:00～17:00

(土・日・祝日は受け付けておりません。)

※県下各県民局(地域事務所)では、受け付けておりません。

岡山県手数料等（POS）納付連絡票

コード	290000000132	※この納付連絡票は令和8年4月1日から使用可能です。			
手続名称	第一種電気工事士免状交付				
略称	第一種電気工事士免状交付				
単価	6,000	 2900000001329	<table border="1"><tr><td>確認欄</td><td></td></tr></table>	確認欄	
確認欄					
数量					
金額					


■手数料等の納付の流れ

- この用紙は、申請等の内容に合わせた手数料等を納付いただくためのPOSレジ用のバーコードを付設した「岡山県手数料等（POS）納付連絡票」です。
- 本連絡票を収納専用窓口にご持参の上、手数料等を納付いただきますようお願いいたします。
- 収納専用窓口で手数料等を納付されましたら、**納付済証（シールラベル）を受け取り、申請書等に貼付**の上、申請書類を担当課へご提出いただきますようお願いいたします。

■収納専用窓口（POSレジ設置場所）

本庁	地下1階（物資部）	岡山市北区内山下2-4-6
備前県民局	本館3階（岡山地区猟友会）	岡山市北区弓之町6-1
備前保健所	1階（おかやま食品衛生協会）	岡山市中区古京町1-1-17
東備地域事務所	本館1階（備前保健所東備支所内・東備食品衛生協会） 本館2階（地域総務課）	和気郡和気町和気487-2
備中県民局	本館1階（倉敷地区猟友会）	倉敷市羽島1083
備中保健所	1階（備南食品衛生協会）	
井笠地域事務所	別館2階（備中保健所井笠支所内・井笠食品衛生協会） 第1庁舎2階（地域総務課）	笠岡市六番町2-5
高梁地域事務所	本館1階（備北保健所内・備北食品衛生協会） 本館2階（地域総務課）	高梁市落合町近似286-1
新見地域事務所	1階（備北保健所新見支所内・備北食品衛生協会） 2階（地域総務課）	新見市高尾2400
美作県民局	本館2階（総務課）	津山市山下53
美作保健所	1階（津山食品衛生協会）	津山市椿高下114
真庭地域事務所	本館1階（真庭保健所内・真庭食品衛生協会） 本館2階（地域総務課）	真庭市勝山591
勝英地域事務所	1階（美作保健所勝英支所内・勝英食品衛生協会） 2階（地域総務課）	美作市入田291-2

様式第2 (第6条関係)

手数料納付済証貼付欄		※受付欄
 2 9 0 0 0 0 0 0 0 1 3 2 9 [手数料の額 6,000円]	左のバーコードをPOS レジで読み込み、手数料 支払い後に発行される 「納付済証シール」を ここに貼付してください。	

交付番号※

第一種電気工事士免状交付申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

郵便番号

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

電気工事士法第4条第2項の規定により第一種電気工事士免状の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

◎電気工事免状を受け
る資格

[該当する番号を○
で囲んでください。]

1 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する

② 認定

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ◎印欄には、該当する事項を○で囲み、これを証明する書類を添付すること。
- ※印欄には、記入しないこと。
- この申請書には、都道府県知事が住民基本台帳法第30条の6第1項に規定する本人確認情報を利用することができないときは住民票の写し等(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。)及び写真(この申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入すること。)1枚を添付すること。

実務経験証明書

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
現住所	〒 tel		
現在の勤務先の名称及び所在地	名称		
	所在地	tel	
実務経験の期間及び内容			
所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容	
通算期間	年 月		
<p>上記のとおり、実務経験を有することを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>所在地 〒</p> <p>法人名 (法人以外の場合に合っては、事業所名(屋号))</p> <p>代表者氏名 ⑩ (法人以外の場合に合っては、任命権者等の氏名)</p> <p>電気工事業者は、【登録・届出】番号 (県 第 ー 号)</p>			

電気工事士法第4条第3項第2号の認定申請書

年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

申請者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

電気工事士法第4条第3項第2号の規定により認定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請に係る電気工事士免状の種類		第一種電気工事士免状	
◎電気工作物に関する資格	電気工事等に関して合格した試験、検定免許、免状又は認定	試験、検定免許、免状又は認定の種類	
		資格取得年月日	年 月 日
	電気工事士法施行規則第2条の4第1項に規定する電気に関する工事の経験年数		年
	電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務の経験年数		年
	屋内配線又は屋側配線業務の経験年数		年
	修了した講習	名 称	
修了年月日		年 月 日	

(備考)

- この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
- ◎印欄の記載事項については、記載した事項を証明する書類を添付すること。

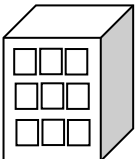
第一種電気工事士（認定）のための実務経験証明書作成の手引き

1. 資格要件

	試験合格者の区分	必要な実務経験年数
1	電気主任技術者免状取得者	免状取得後、電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務経験を <u>通算5年以上</u> 有する者
2	高圧電気工事技術者試験の合格者	試験合格後、電気工事の実務経験を <u>通算3年以上</u> 有する者

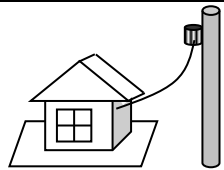
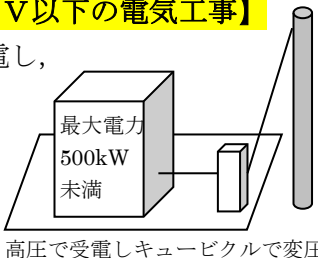
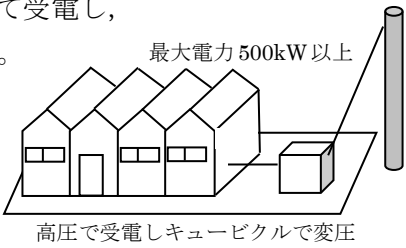
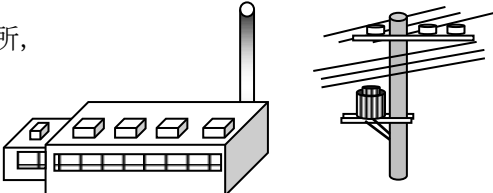
2. 実務経験として認められる業務の種類と実務経験証明書の記載例

【電気主任技術者免状取得者（保安業務）】

実務経験の対象となる業務	必要な資格
<p>【事業用電気工作物の維持・運用に関する業務】</p> <p>ビル、工場等、事業用電気工作物の保安監督、定期的な巡視・点検・検査等</p> <p>※別紙記載例1参照※</p> 	電気主任技術者免状

【電気主任技術者免状取得者（作業経験）・高圧電気工事技術者試験合格者】

※実務経験として認められるのは必要な資格取得後の工事経歴

	実務経験の対象となる電気工作物	必要な資格	条件
自家用電気工作物	<p>【一般用電気工作物】</p> <p>電圧 600V以下で受電するもの。 (例) 一般住宅、小規模な店舗、事業所など</p> <p>※別紙記載例2参照※</p> 	第二種電気工事士免状 旧電気工事士免状	登録（届出） 施工した電気工事 電気工事業者に勤務し、
	<p>【最大電力500kW未満の需要設備における電圧600V以下の電気工事】</p> <p>電気事業者から 600Vを超えて受電し、最大電力が 500kW未満のもの。 (例) 小学校、小中規模ビル、公民館など</p> <p>※別紙記載例3参照※</p>  <p>高圧で受電しキュービクルで変圧</p>	認定電気工事従事者認定証	
	<p>【最大電力500kW以上の需要設備、発電所、変電所（電力会社が設置するを除く）】</p> <p>電気事業者から 600Vを超えて受電し、最大電力が 500kW以上のもの。 (例) 製鉄所、コンビナート、大型ショッピングセンターなど</p> <p>※記載例4参照※</p>  <p>最大電力500kW以上 高圧で受電しキュービクルで変圧</p>	—	
	<p>【電気事業用電気工作物】</p> <p>電力会社の発電所、変電所、送電線路、配電線路など</p> <p>※別紙記載例5参照※</p> 	—	

3. 実務経験として認められない工事

*軽微な工事

- ① 600V以下で使用する接続器・開閉器にコードまたはキャブタイヤケーブルを接続する工事。
・接続器の例・・・差込接続器, ねじ込み接続器, ソケット, ローゼットなど
・開閉器の例・・・ナイフスイッチ, カットアウトスイッチ, スナップスイッチなど
- ② 600V以下で使用する電気機器(配線器具を除く)・蓄電池の端子に電線(コード及びケーブルを含む)をねじ止めする工事。
- ③ 600V以下で使用する電力量計・電流制限器・ヒューズを取付け, または取外す工事。
- ④ 電鈴, インターホン, 火災感知器等の施設に使用する小型変圧器(二次電圧36V以下に限る)の二次側配線工事。
- ⑤ 電柱の設置・変更・撤去の工事。
- ⑥ 地中電線を布設する暗渠または管の設置・変更・撤去の工事。

- * 特殊電気工事(最大電力500kW未満の需要設備におけるネオン工事及び非常用予備発電装置工事)
- * 電圧5万V以上の架空電線路の工事
- * 保安通信設備工事(電力会社の電気供給用電気工作物の保安維持を目的に使用される通信設備の工事)
- * キュービクルや変圧器等の据え付けにともなう基礎工事
- * 電気設備の設計または検査のみの業務で自ら施工しない場合
- * 電気機器の製造業務

4. 証明者

- * 証明者は, 申請者が実務を積んだ勤務先の雇用主(代表者)です。なお, 支店長, 工場長等に証明行為が委任され, 委任状が提出されている場合は, その者の証明でも可です。
- * 2社以上にまたがって経験年数を満たす場合は, それぞれの証明者の証明が必要です。(1社につき実務経験証明書1枚)
- * 証明者印は, 屋号印(角印)ではなく, 個人の場合は丸印(認印で可), 法人の場合は登記印(実印)を押印してください。

5. その他

※下記に該当する場合は, 個別にお問い合わせください。

- * 勤務していた会社が倒産した等で証明がもらえない場合

※記載例1【電気主任技術者（保安業務）の場合】

実務経験証明書

ふりがな	おかやま いちろう		生年月日	昭和54年 3月 21日
氏名	岡山 一郎			
現住所	〒700-0000 岡山市北区内山下〇-〇-〇		Tel 086-226-〇〇〇〇	
現在の勤務先の名称及び所在地	名称	岡山電気工事株式会社		
	所在地	岡山市北区〇-〇-〇 Tel 086-226-〇〇〇〇		
実務経験の期間及び内容				
所属部署及び役職名	期間	職務の内容		
工事課 作業員	平成13年10月1日 ～ 平成16年 9月30日	（第〇種電気主任技術者免状取得 平成12年12月1日） 左記の期間中に、岡山電気工事株式会社と〇〇社との間で結ばれた〇〇工場保安業務委託契約に基づき、〇〇工場（契約電力800kW）の管理主任として配属され、電気主任技術者の指導のもとに同工場の工事、維持、運用に従事した。 （主な工事内容） ・配線工事、分電盤・照明器具等の取付工事等。		
	平成16年10月1日 ～ 平成18年9月30日	左記の期間中、電気主任技術者として、自社自家用電気工作物（受電電圧6600V 契約電力750kW）全般について、保安規定に基づき、工事、維持、運用に関する保安監督を行うとともに、作業員として、老朽化した受電設備の改修工事、照明器具、点滅器等の付替工事を行いました。		
通算期間	5年 月			
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。				
所在地	年 月 日			
所在地	〒	岡山市北区内山下〇-〇-〇		
法人名	岡山電気工事株式会社			
（法人以外の場合に合っては、事業所名（屋号））				
代表者氏名	代表取締役	岡山 二郎		
（法人以外の場合に合っては、任命権者等の氏名）				
電気工事業者は、【登録・届出】番号（ 〇〇県 第 〇〇〇〇〇 号）				

実務経験の対象となるのは、電気主任技術者免状の交付を受けた後の経歴となります。

証明者は、代表者（法人の場合は代表取締役）となります。
支社長、工場長等が証明する場合は、別途、委任状の提出が必要です。

代表
取締役
役印

※記載例 2 【一般用電気工作物に係る電気工事】

実務経験証明書

ふりがな	おかやま いちろう		生年月日	昭和54年 3月 21日
氏名	岡山 一郎			
現住所	〒700-0000 岡山市北区内山下〇-〇-〇		Tel 086-226-〇〇〇〇	
現在の勤務先の名称及び所在地	名称	岡山電気工事株式会社		
	所在地	岡山市北区〇-〇-〇 Tel 086-226-〇〇〇〇		
実務経験の期間及び内容				
所属部署及び役職名	期間	職務の内容		
工事課 作業員	平成13年10月1日 ～ 平成16年 9月30日	(第二種電気工事士免状取得 平成10年6月1日) (高圧電気工事士技術者試験合格 平成12年5月1日) 左記の期間中に、一般用電気工作物の新設及び改修工事に、作業員として従事しました。 工事内容としては、屋内配線工事、電灯コンセント設置工事、分電盤・照明器具等の取付工事などを行いました。 (工事件数 120件)		
	通算期間	5年 月		
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。				
所在地	年 月 日			
所在地	〒	岡山市北区内山下〇-〇-〇		
法人名		岡山電気工事株式会社		
(法人以外の場合に合っては、事業所名(屋号))				
代表者氏名		代表取締役 岡山 二郎		
(法人以外の場合に合っては、任命権者等の氏名)				
電気工事業者は、【登録・届出】番号 (〇〇県 第 〇〇〇〇〇 号)				

一般用電気工作物の工事は、**第2種電気工事士免状取得後**でなければできません。
免状の写しを添付してください。

証明者は、代表者（法人の場合は代表取締役）となります。
支社長、工場長等が証明する場合は、別途、委任状の提出が必要です。

代表
取締役
役印

一般用電気工作物の工事について実務経験証明する場合は、**電気工事業の登録番号又は届出番号**を必ず記入する。
(注: **建設業の許可番号ではありません**)。

※記載例3【自家用電気工作物のうち最大電力500kW未満の需要設備における電圧600V以下の電気工事】

実務経験証明書

ふりがな	おかやま いちろう		生年月日	昭和54年 3月 21日
氏名	岡山 一郎			
現住所	〒700-0000 岡山市北区内山下〇-〇-〇		Tel 086-226-〇〇〇〇	
現在の勤務先の名称及び所在地	名称	岡山電気工事株式会社		
	所在地	岡山市北区〇-〇-〇 Tel 086-226-〇〇〇〇		
実務経験の期間及び内容				
所属部署及び役職名	期間	職務の内容		
自家用電気工作物のうち最大電力500kW未満の需要設備における電圧600V以下の電気工事は、 認定電気工事従事者認定証取得後 でなければ、工事できません。 <u>免状の写しを添付してください。</u>	平成13年10月1日 ～ 平成16年 9月30日	(第〇種電気主任技術者免状取得 平成11年5月1日) (認定電気工事従事者認定証 取得 平成12年6月1日) 左記の期間中に、自家用電気工作物(最大500kW未満)を対象とする電圧600V以下の低圧電気工事に、作業員として従事しました。 (主な工事内容)、 <ul style="list-style-type: none">・低圧屋内配線の分岐回路の増設・照明器具・コンセントの増設・低圧電動機への配線取り付け等		
	工事課 作業員		① 〇〇工場 契約電力450kW ② 〇〇ビル 契約電力400kW (工事件数 50件)	
通算期間	5年 月			
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。		証明者は、代表者(法人の場合は代表取締役)となります。 支社長、工場長等が証明する場合は、別途、<u>委任状の提出</u>が必要です。		
所在地	年 月 日	〒 岡山市北区内山下〇-〇-〇		
法人名	(法人以外の場合に合っては、 岡山電気工事株式会社 事業所名(屋号))			
代表者氏名	代表取締役	岡山 二郎		
	(法人以外の場合に合っては、 任命権者等の氏名)			
電気工事業者は、【登録・届出】番号(〇〇県 第 〇〇〇〇〇 号)				

代表
取締役
役印

※記載例 4 【自家用電気工作物のうち最大500kW以上の需要設備電気工作物に係る電気工事】

実務経験証明書

ふりがな	おかやま いちろう		生年月日	昭和54年 3月 21日
氏名	岡山 一郎			
現住所	〒700-0000 岡山市北区内山下〇-〇-〇		Tel 086-226-〇〇〇〇	
現在の勤務先の名称及び所在地	名称	岡山電気工事株式会社		
	所在地	岡山市北区〇-〇-〇 Tel 086-226-〇〇〇〇		
実務経験の期間及び内容				
所属部署及び役職名	期間	職務の内容		
工事課 作業員	平成13年10月1日 ～ 平成16年 9月30日	(第〇種電気主任技術者免状取得 平成12年5月1日) 左記の期間中に、電気主任技術者の指導監督のもと、自家用電気工作物の新設及び改修工事50件に作業者として従事しました。 主な工事物件及びその最大電力、従事期間は次のとおりです。 ① 〇〇ビル 650kW (平成14年3月～15年4月) ② 〇〇工場 1000kW (平成15年12月～16年4月) ③ 〇〇ビル 730kW (平成17年1月～18年6月) 工事の内容については、配線工事、分電盤・照明器具等の取付け、受変電設備の設置・改修工事等。		
500kW以上の自家用電気工作物の場合は、最大電力=契約電力となります。				
通算期間	5年 月			
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。		証明者は、代表者（法人の場合は代表取締役）となります。 支社長、工場長等が証明する場合は、別途、 <u>委任状の提出</u> が必要です。		
所在地	年 月 日 〒 岡山市北区内山下〇-〇-〇			
法人名	(法人以外の場合に合っては、 事業所名(屋号))	岡山電気工事株式会社		
代表者氏名	(法人以外の場合に合っては、 任命権者等の氏名)	代表取締役 岡山 二郎		
電気工事業者は、【登録・届出】番号 (〇〇県 第 〇〇〇〇〇 号)				

代表
取締役
役印

※記載例 5 【電気事業用電気工作物に係る電気工事】

実務経験証明書

ふりがな	おかやま いちろう		生年月日	昭和54年 3月 21日
氏名	岡山 一郎			
現住所	〒700-0000 岡山市北区内山下〇-〇-〇 Tel 086-226-〇〇〇〇			
現在の勤務先の名称及び所在地	名称	岡山電気工事株式会社		
	所在地	岡山市北区〇-〇-〇 Tel 086-226-〇〇〇〇		
実務経験の期間及び内容				
所属部署及び役職名	期間	職務の内容		
工事課 作業員	平成13年10月1日 ～ 平成16年 9月30日	(第〇種電気主任技術者免状取得 平成12年5月1日) 左記の期間中に、電気事業用電気工作物の新設、改修工事に〇〇電力株式会社の電気主任技術者の指導監督のもと、作業員として従事しました。 電圧5万V以上で使用する架空電線路に係る工事は、実務経験から除かれます。 主な工事物件及び従事期間は次のとおりです。 ① A発電所 配電ケーブル (平成14年3月～14年4月) ② 〇〇市 高圧地中ケーブル (平成15年12月～16年4月) 工事の内容については、高圧架空電線の架設工事、柱上変圧器、保安開閉器の取付け及び付替工事、発電所電気設備の改修等。(工事件数約100件)		
通算期間	5年 月			
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。				
所在地	年 月 日	〒 岡山市北区内山下〇-〇-〇		
法人名	(法人以外の場合に合っては、 岡山電気工事株式会社 事業所名(屋号))			
代表者氏名	代表取締役	岡山 二郎		
(法人以外の場合に合っては、 任命権者等の氏名)				
電気工事業者は、【登録・届出】番号 (〇〇県 第 〇〇〇〇〇 号)				

証明者は、代表者（法人の場合は代表取締役）となります。
支社長、工場長等が証明する場合は、別途、委任状の提出が必要です。

代表
取締役
役印